

氏 名	李 定垠 LEE Jeongeun	所属先都市・国名
		ソウル・韓国
研究テーマ	女性権利の制度化と現実化：韓国・日本の比較を通じて Institutionalization and Realization of Women's Rights: Focused on the Comparison with Korea and Japan	
【所属】	ソウル大学 女性研究所 研究員 (Institute for Gender Research of Seoul National University, Researcher)	
【招聘期間】	2008年11月4日 ～ 2009年2月28日	
【京都大学におけるカウンターパート】	落合恵美子（文学研究科）	
【講義を受講した場合、主要受講科目名および担当教員名】	講義は受講しなかったが、伊藤公雄先生、落合恵美子先生からこのテーマについて指導を受けた。	
【エラスムス招聘の研究上の成果】	<p>この研究の目的は、国民国家が形成される過程において、国家によって保障され始めた国民の権利がどのような過程で現実されたのかという問題について、女性の権利を中心に韓国と日本を比較することである。韓国において国民国家の形成が始めたのは、たいてい植民地から解放された1945年ごろからだといわれる。一方、日本の場合は明治維新後の1890年ごろとされ、韓国とは歴史的な時期が異なっている。しかし、国民の権利、特に女性の権利が制度化され始めたのは韓国も日本も戦後の占領期であった。第二次世界戦争後、解放国の韓国と敗戦国の日本は共にアメリカによる軍事占領を余儀なくされた。この時期から自由と平等の観点による女性権利の制度化が始まった。日本はすでに明治憲法があったが、そこには国民の権利ではなく天皇の臣民として規定されていたので、米軍占領期に作られた日本国憲法が最初の権利保障体制となった。では、占領期に制度化された韓国と日本の女性権利はどのような差異があり、またその差異をもたらしたのはいったい何なのか。本研究はこの問題を主に取り扱ったのである。</p> <p>研究は主に文献研究で行われた。第一次資料としては米軍占領期の女性関連法律、韓国の制定憲法と日本の平和憲法、労働基準法等の女性権利に関する項目を検討した。また第二文献としては米軍占領期と憲法制定過程の女性権利政策に関する先行研究を検討した。そのほか女性について担当した国家機構の設置と活動も女性権利の制度化という観点から検討を行なった。韓国では米軍占領期と解放後の女性関連研究はあまり活発な状況ではない。そのなかで注目すべき成果として、米軍占領期の女性運動に関するムンギョンランの研究（1988）、米軍占領期の女性新聞と女性運動を取り扱ったバクウンキュウの研究（1988）、それから解放後婦人局を中心する国家機構の形成を分析した黄晶美の研究などが取り上げら</p>	

れる。一方、日本の場合、国民国家形成過程の人権をめぐる研究および米軍占領期の女性政策の研究は韓国より体系的である。たとえば、明治維新後の人権をめぐる言説(鈴木正幸、2000; 尾川昌法、2003; 中村睦男、1997; 出原政雄、1982)、占領期の日本婦人政策と証言(西清子、1985)、権利の歴史的な変化過程(坂本福子、1973)などと米軍占領期の憲法草案基礎委員会の委員として活動しながら女性権利項目の制定に寄与したベアテシロタの自伝などがある。しかし、占領期における韓国と日本の憲法と女性権利に関する比較研究は管見のかぎりほとんど見当たらない。

これまで研究・調査の成果を大まかなかたちで概略すると次のようである。

まず朝鮮の女性権利については、米軍占領期の 1946 年 9 月 14 日初めて女性問題を担当する最初の国家機構である婦人局が設置された。米軍占領 107 号により婦人局が設置され、女性の社会進出、特に、労働条件の改選と職場の拡大および福利増進が押し進められた。そして、この婦人局は、1988 年政務第 2 長官室が新しく女性政策を担当するまでおよそ 40 年間続けられた。また、米軍占領の代表的な女性権利法令として公娼制度等廃止令が取り上げられる。1947 年 8 月 8 日に制定された公娼制度等廃止令(南朝鮮過度政府法律第 7 号) 第一条には、日本の植民統治以来の悪習を排除し人道を表明するため男女平等という民主主義的な見地で公娼制度を廃止し、一体の売春行為を禁止する、という内容が書いてある。この公娼制度等廃止令は 1946 年 5 月 17 日、婦女子の売買およびこの売買契約の禁止(軍政法令第 70 号)に関する規定に基づいたものである。その当時、民間の公娼廃止連盟の努力もあって、ラーチ軍政長官は公娼廃止問題を立法委員に上程した後、公娼廃止令の下書きが満場一致で可決され、1948 年 8 月 29 日に立法委員を通過したのである。これを成文化され 1947 年 10 月 28 日 公娼廃止令(法律第 7 号)として発表された。しかし、以上のような制度の成立過程はある程度明らかにされているものの、当時社会的争点だった公娼廃止令が軍政のどんな部署によって担当されたのかについては未だに明確されていない。これに女性の人権伸張という名目の意味だけあって、実質的に売春女性の生計を支えるための政策は何もなかったことを付け加えておきたい。

日本の女性権利に制度化過程を見ると、占領軍総司令官マッカーサー元帥は、日本婦人へ参政権賦与を命じ、また公娼廃止の覚書が出されることによって、日本婦人解放への第一歩が始まった。以後、新憲法と男女の平等、家族制度の廃止と民法改正、教育制度の刷新と男女共学の実現、労働婦人の保護と平等など、失つぎばやの婦人政策の改革に、占領軍は積極的に取り組んだ。マッカーサーの五大改革指令の中の参政権に関しては‘参政権の賦与による日本婦人の解放’として次のような内容が書いてある。‘ここで日本婦人は政治体の一員たることによって家庭の福祉に直接役立ち新しい政治概念を日本に招来するであろう’。注目すべき点は女性参政権は規定されてはいるが、これが家庭の福祉に限定されていることである。また日本の占領期でも代表的な女性権利制度として公娼制廃止された。日本における公娼廃止に関する連合軍最高司令官覚書(1946 年 1 月 21 日)が作成され、1947 年 1 月 15 日に公娼廃止の覚書に基づき「勅令九号」が公布される。この勅令は第三条の簡単なもので

政府はこれを完全な法律とするために、後『売春防止法』を国会に提出するが、法案に保護更生の条項がないということで成立されず、また、民間婦人団体等も勅令九号法制化運動を起こし、これが売春禁止法制定の大きな運動となった。

未来に備える研究者たち

李定垠

私が京都大学の GCOE プログラムで日本に来てから、もう三ヶ月が過ぎた。日本に来る前、このプログラムが EU のエラスムスに似たアジア版エラスムスを目指していることを聞いた時、私はふと二つのことを考えた。一つは文化的に類似しており、また地域的に交流が活発だった EU とはその条件を異にするアジアにおいて、いかなる内容の交流が現実的に可能であるかということであった。もう一つは、今のアジアの地域こそこれまでの西洋中心主義のような研究風土から離れ、それぞれの国家と社会の間の差異を乗り越えて新



しい社会を実現するための、エラスムスのような交流プログラムがほんとうに必要ではないか、というような考えであった。短い時間だったが、先日行われたゼミ、講演会、授業、フィールド、1月に開かれた次世代の国際ワークショップに参加することによって、私はこの GCOE プログラムの特徴の一つは未来を準備する研究プログラムであると思うようになった。いかなる時代もその時代が歴史的にもっとも深刻な問題を抱えているという話をよく聞く。だが一方で、新しい現象をどのように診断しまた解決していくかということについてその時代を生きるものとしての責任を回避する傾向も伺える。私たちは、目前の生存問題、人口の急激な増加、男児優先といった高度成長期の社会問題とは反対の低出産、高齢化、国家間移住と文化衝突、市民権問題という新しい社会現象と向き合っている。このような時代のなかで、現実を冷静に診断するだけでなく、その解決のための方法を共同で模索できる場を作るのはとても大事であり、したがって学際的な研究と知識の交流という観点は不可欠ではないかと考えられる。その意味において長期的な眼目のうえ、東南アジアの新しい未来を考える世界の若い研究者たちと交流すると同時に、豊かな研究の経歴を持っている先輩研究者たちから学んでいくこのプログラムに外国人共同研究者として参加できて、ほんとうに感謝している。とりわけグローバル化の進展のなか、大陸間、国家間の形式的な境界は崩れつつある一方、文化的で社会的な境界をより強めていく、個々の国家を取り巻いている現実で、このプログラムは学問的のみならず実践的にも意義ある役割を果たすだろうと確信している。

(Newsletter Vol. 2 より)